

## **[事案 30-118] 契約無効請求**

・平成 31 年 3 月 7 日 和解成立

### **<事案の概要>**

受け取る金額が支払った保険料を下回ることはないなどと誤信して契約したことを理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成 28 年 4 月に契約した個人年金保険（保険料払込期間 7 年）について、以下の理由により、契約を無効とし、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 契約時、募集人からメリットしか説明されず、中途解約した場合に元本割れする可能性があるというデメリットについての説明は一切なかったため、常に受け取る金額が保険料を下回ることはないと誤信して契約した。
- (2) 年払保険料を 3 回程度しか支払うことはできない旨を募集人に伝えていたが、損はしないと言われ、その言葉を信じて契約した。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、申立人に対して、設計書等を用いて、保障の内容・年金額・累計保険料額等について説明し、加入後一定の期間を経過しなければ元本割れすることも説明している。
- (2) 募集人は、申立人に注意喚起情報を交付する際にも、解約返戻金の推移表を示して、その内容を説明している。
- (3) 申立人が募集人に、年払保険料を 3 回程度しか支払えないと伝えていたという事実はない。募集人が申立人に、保険料の総額を説明したところ、申立人は頑張って支払うと答えた。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人の事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、申立人が受け取る金額が支払った保険料を下回ることはないと誤信して契約したとは認められないが、以下等の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 募集人の募集行為は、一般的な基準に照らして必要とされる説明をしていなかったとまでは言えず不適切なものではないが、学資や住宅資金のために貯金をしたいという申立人のニーズと本契約が合致していたかという点には疑問がある。
- (2) 契約者の知識が十分でないことが明らかな場合には、通常よりも丁寧に、契約の内容やデメリット等を説明し、十分な理解を得たうえで契約する必要がある。